

伊予市若年がん患者在宅療養支援事業実施要綱

令和3年7月1日

伊予市告示第116号

(趣旨)

第1条 この告示は、若年のがん患者が、住み慣れた自宅等で自分らしく過ごせるよう、在宅での療養に対して支援を行うことにより、患者やその家族の負担の軽減を図るために行う伊予市若年がん患者在宅療養支援事業（以下「支援事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 支援事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 支援事業の利用申請時に20歳以上40歳未満の者

イ 支援事業の利用申請時に18歳以上20歳未満の者のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく小児慢性特定疾病医療費助成事業の認定を受けられない者

(2) 一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと医師が判断したがん患者

(3) 在宅療養上の生活支援又は介護が必要な者

(4) 他の事業により、同様のサービスの利用を受けることができない者

(対象サービス)

第3条 支援事業の対象となるサービス（以下「対象サービス」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく居宅サービスのうち、次に掲げるものとする。

(1) 訪問介護

(2) 訪問入浴介護

(3) 福祉用具貸与

(4) 特定福祉用具販売

2 前項第3号及び第4号に規定する用具は、別表に掲げる物とする。

(助成)

第4条 市長は、対象者が支援事業の利用に要する費用（以下「利用料」という。）の全部又は一部について、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

2 助成金の額は、利用料の9割に相当する額（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者にあつては、利用料の10割に相当する額）とする。ただし、助成の対象となる利用料は、1月当たり6万円を限度とする。

(申請)

第5条 支援事業を利用しようとする対象者及びその家族（以下「申請者」という。）は、伊予市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書（様式第1号）に医師の意見書（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要に応じて当該対象者に係る医師の意見を求めることができる。

(決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、速やかにその内容を審査の上、利用の可否を決定し、適当と認めるときは、伊予市若年がん患者在宅療養支援事業利用決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 対象サービスを利用できる期間（以下「利用期間」という。）は、前項に規定する決定の日の翌日から起算して1年間とする。ただし、更新を妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、利用期間中に40歳に達する対象者にあつては、40歳に達する日の前日までを利用期間とする。

4 申請者が利用期間の満了日以後も継続して対象サービスを利用しようとするときは、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「市長に」とあるのは、「利用期間の満了日までに市長に」と読み替えるものとする。

(変更等の申請)

第7条 申請者は、支援事業の利用期間中において、次の各号のいずれかに該当するときは、伊予市若年がん患者在宅療養支援事業利用変更等承認申請書（様式第4号）により承認を受けなければならない。

(1) 申請内容に変更が生じたとき。

(2) 支援事業を利用する必要がなくなったとき。

(3) 第2条の対象者に該当しなくなったとき。

(変更等の承認及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、承認の可否を決定し、伊予市若年がん患者在宅療養支援事業利用変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(利用の停止又は取消し)

第9条 市長は、申請者が支援事業を利用することが適当でないと認めたときは、支援事業の利用を停止し、又は取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支援事業の停止又は取消しをしたときは、伊予市若年がん患者在宅療養支援事業利用（停止・取消）通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(サービス提供事業者)

第10条 対象サービスの提供を行う事業者（以下「サービス提供事業者」という。）は、介護保険法に基づき指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者の指定を受けた事業者のうち、市長に伊予市若年がん患者在宅療養支援事業サービス提供事業者届出書（様式第7号）を提出した事業者とする。

2 サービス提供事業者は、前項の規定による届出の内容に変更のあったときは、伊予市若年がん患者在宅療養専事業サービス提供事業者届出書を市長に提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

(サービス提供事業者への依頼)

第11条 申請者は、対象サービスの提供を受けようとするときは、自らサービス提供事業者に当該対象サービスの提供を依頼するものとする。

(助成金の請求等)

第12条 申請者は、第4条に規定する助成金の請求をサービス提供事業者に委任するものとし、委任状（様式第8号）によりこれを行うものとする。

2 前項の規定による委任を受けたサービス提供事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、前項の委任状及び伊予市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付請求

書（様式第9号）に、月単位で取りまとめた伊予市若年がん患者在宅療養支援事業実施報告書（様式第10号）を添えて、市長に提出するものとする。

3 前項の規定による請求は、一定の期間に係る助成金の請求をまとめて行うことができる。

4 市長は、第2項の規定による請求があった場合は、速やかにその内容を審査の上、適当と認めたときは、請求者に対し助成金を交付するものとする。

（助成金交付の取消し等）

第13条 市長は、この要綱に違反した者又は虚偽の申請その他不正な手段により支援事業の利用又は助成金の交付を受けた者があるときは、助成金の交付を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に助成金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

（目的外使用等の禁止）

第14条 福祉用具の貸与及び特定福祉用具を購入した申請者は、当該用具を支援事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（調査等）

第15条 市長は、必要と認めるときは、申請者及びサービス提供事業者に対し、支援事業の実施状況等について調査し、又は報告を求めることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	品 目
福祉用具 貸与	車椅子 車椅子付属品（電動補助装置等） 特殊寝台 特殊寝台付属品（サイドレール等） 床ずれ防止用具 体位交換器 手すり（工事を伴わないもの） スロープ（工事を伴わないもの） 歩行器 歩行補助つえ 移動用リフト（つり具を除く。） 自動排泄処理装置
特定福祉 用具販売	腰掛便座 自動排泄処理装置の交換可能部品 入浴補助用具 簡易浴槽 移動用リフトのつり具の部分